

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2023年6月23日			
年会費名	北方領土返還要求運動奈良県民会議2023年年会費			
相手方	北方領土返還要求運動奈良県民会議			
年会費支払目的	北東アジアの領土問題の外交的解決、紛争をエスカレートさせない行動規範を結ぶことをめざして学習、発信、議会活動をすすめる			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県民大会等を開催し、県民へのアピール、関係機関への働きかけ党をおこなう</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回の県民大会を開催し、現地研修、国への要請、陳情、北方領土展を開催するなど</p> <p>◆参加者の状況 地方議員、自治体職員のほか関係団体の役員等 議会での質問等、議員活動に役立てる</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	5000円	2023年度年会費	13
合計 5000円（すべて政務活動）				
備考	添付資料：北方領土返還要求運動奈良県民会議規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

北方領土返還要求運動奈良県民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、北方領土返還要求運動奈良県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目的)

第2条 県民会議は、我が国固有の領土である北方領土の返還促進について、県民意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北方領土返還を促進するための啓発活動
- (2) 北方領土返還要求運動に関する情報及び資料の収集及び提供
- (3) 県民大会並びに講演会及び研修会の開催
- (4) その他の県民会議の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 県民会議は、第2条の目的に賛同する団体、企業又は個人で理事会の承認を得たもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

(会費)

第5条 会員は、毎年度1口5,000円以上の会費を納入する。

(役員)

第6条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名（会長及び副会長を含む。）
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において、選任する。

(職務)

第7条 会長は、県民会議を総理し、県民会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その都度、会長が指名する副会長がその職務を代行する。

3 理事は、会務について審議する。

4 監事は、会務について監査し、総会及び理事会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(会議)

第9条 県民会議の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(議決事項)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 役員の選任
- (5) その他の県民会議の運営に関する事項

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から付託された事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第11条 総会の議長は、総会において選出する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会議の開催)

第13条 通常総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催し、会長がこれを招集する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長がこれを招集する。

(経費)

第14条 県民会議の経費は、会費、補助金及び寄付金等をもって充てる。ただし、寄付金については、理事会の議決を経て受領する。

(会計年度)

第15条 県民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終まる。

(事務局)

第16条 県民会議の事務を処理するため、奈良県総務部知事公室広報広聴課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

(顧問)

第17条 県民会議に顧問を置くことができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和60年2月7日から施行する。

2 県民会議の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、県民会議設立の日から昭和60年3月31日までとする。

3 県民会議の設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、昭和62年度総会の日までとする。

附 則

この規約は、昭和60年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月2日から施行する

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2023年7月21日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2023年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	あらゆる自治体問題の専門家、研究者の集団である自治体問題研究所の研究会、論文、機関紙誌を通じて情報を収集し、議会での質問に役立てる			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 別紙、入会案内にある「研究所のねらい」のとおり ◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムなどの定期、あるいは適宜開催 研究所機関紙「奈良の住民と自治」定期発行(月1回)他 ◆参加者の状況 研究者、地方議員など <p>研究者の知見に学び、本県における自然災害や公害への対応と解明をすすめ、議会質問等に活かしている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	3600 円	奈良自治体問題研究所2023年度会費	23
合計 3600円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：機関紙「奈良の住民と自治」表紙コピー、研究所の入会案内コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良自治体問題研究所

住民のくらしを支える 自治体改革の知恵集

入会のご案内

奈良自治体問題研究所は住民が主人公の地方自治の発展をめざし、学習や調査・研究活動を行なっています。激動の時代、今日ほど住民自らの政策づくりや行政への提言を求められている時はありません。

暮らしの向上と、豊かなまちづくりのために、
と一緒に活動を行なっていませんか。
まちづくりや地方自治に関心のある方は
どなたでも会員になれます。

研究所は、会員の会費で運営します。

個人会員は、1ヶ月 300 円
団体会員は口数加入です。月 1 口 1,000 円
賛助会員は個人・団体とも年額 5,000 円
1 年分まとめてお支払いください。
郵便振替口座 00920-0-91468
奈良自治体問題研究所

- 研究所ではホームページを運営しています。
<http://narajitiken.sub.jp/>

- 会員には本研究所が毎月発行している
所報「ならの住民と自治」をお送りします。

奈良自治体問題研究所への入会は

下記まで入会申込書を郵送または fax で
〒639-1160 大和郡市北郡山町 246 大和ビル 3F
奈良自治体問題研究所
☎ 0743-55-1455 fax 0743-55-1455
問合せ：城 義至（事務局）携帯 090-5881-5126

※自治体問題研究所（全国研）の月刊誌「住民と自治」
購読料は、800 円（税込）+71 円

申込先、城 携帯 090-5881-5126

入会申込書(202 年 月から入会します)

巨大地震・そのとき奈良は
—奈良県の防災を考える—



2013年11月
奈良自治体問題研究所

研究所発行の冊子(95 ページ)
災害問題研究会編集

お 姉 前	お 住 所 (発送先)	-1
電 脳 · F A		
メ ー ル ア ド		
所 属 団 体・勤 務 先 等		
関 心 の あ る テ イ ム		

ごあいさつ

研究所は1993年4月にはじまった奈良自治体問題研究会を母体として、研究活動の進展・会員の増加に伴って2000年1月に装いを新たにして研究所として発足いたしました。

この間、市町村合併や防災対策をはじめとして、その時々の問題や課題に対し多少なりとも役割を果たしてきました。

新型コロナ感染渦中の今、改めて地方自治の本旨にたちかえり、調査と分析にもとづく自治体政策の実践が求められています。研究所の今年は、持続可能な地域づくり、「奈良モデル」などの県政問題や第65回自治体学校にも取り組み、自治体行政のあり方に一石を投じたいと思います。

多くの方に研究所に参加していただき、多方面の研究を進め、私たちの住む自治体をよくする運動の一助となればと願っています。

2023年5月

理事長 松村 教男



連続講座 自治体財政の見方と分析

奈良自治体問題研究所では

住民、自治体や国の職員、学者・研究者、議員、自治体関係者等が共同して、地域・自治体の問題を自主的に調査、研究、学習します。

自治体問題研究所（全国研）や他府県の研究所と連絡をとり、全国の研究活動と連携して事業を進めます。県や市町村の施策や調査報告書、研究者や住民団体の研究論文・調査報告書等を可能な限り収集し、会員に提供します。

自治体が当面する課題や会員の興味ある問題をテーマに、講座、研究会、シンポジウム等を開催します。又、自治体やマスコミ等への提言も積極的に行います。自治体問題研究所・自治体研究社の発行する書籍、雑誌などを通常より安く提供します。

研究会や各種集会の案内、学習会などへの講師派遣の相談に応じます。



2023年5月
理事長 松村 教男

理事長	松村 教男	(元奈良自治連副委員長)
副理事長	川本 雅樹	(御所市議会議員)
常務理事	事務局長 城 孝至	(元県職員)
理事	井上 昌弘	(奈良市議会議員)
常務理事	柴田 勝久	(奈良県商工團体連合会事務局長)
理事	中尾 一郎	(元奈良市職員)
同	篠子 (奈良自治連副委員長)	
同	古川 利通	(大阪健康福祉短期大学副学長)
同	圭一 (元大阪経済法科大学教授)	
同	春雄	(広陵町議会議員)
同	直幸	(奈良民主労働婦連総合事務局長)
同	山崎 直子	(奈良市議会議員)
同	修一	(元理事長・建設省職員)
顧問	小井 恒俊	(元理事長・弁護士)
同	吉田 吉	



「大規模災害と自治体」講演会

講演会・シンポジウム・学習会等の開催
課題別研究会の推進、自治体訪問・施設見学
自治体学長の参加、他団体との協力

- 最近の研究所主催の講演・学習会
・「デジタル田園都市国家構想の懸念要問題点・展望」
中山 徹氏 (奈良女子大学教授)
・「住民が元気で温かいまちづくり その実勢と課題」
藤原直弘氏 (滋賀県日野町長)
・「地方政府のデジタル化と地方自治」
本多 竜夫氏 (龍谷大学教育)
・「新型コロナ対策と自治体財政」
平岡 和久氏 (立命館大学教授)
・「日本学術会議への人事介入がもたらすもの」
古川 利通氏 (本研究所理事)
・「大規模災害と自治体へ災害復興への備え」
塙 賢明氏 (神戸大学名誉教授)
・「素賀県の水道広域化、県域水道一体化の問題点」
小峰 審司氏 (本研究所監修)
- 連続学習会
・「財政分析実践連続学習会」
初村 先而氏 (都市行政コンサルタント)
自治体訪問 現地調査と交流
・奈良歴史古都文化村(天理市)、豊我川遊水地(橿原市)
・大和川 鶴の瀬地すべり対策原場(柏原市)等を見学
他団体との共催での講演・学習会
・「小学校の統廃合を考える視点」
中山 徹氏 (奈良女子大学教授)
等、教育、保育、医療、平和、市民各団体と開催
関係団体の研究集会・学習会
・第64回自治体学校(自治体問題研究所主催 松本)
(ZOOMでの分科会・講座も開催)
市町村議会議員研修会(同上 ZOOM 年数回開催)
(※役職名稱は当時)

ならの住民と自治

NO.366 2023.9.14

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F

奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060

《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126

《郵便振替口座》：00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

《ホームページ》：<http://narajitiken.sub.jp>

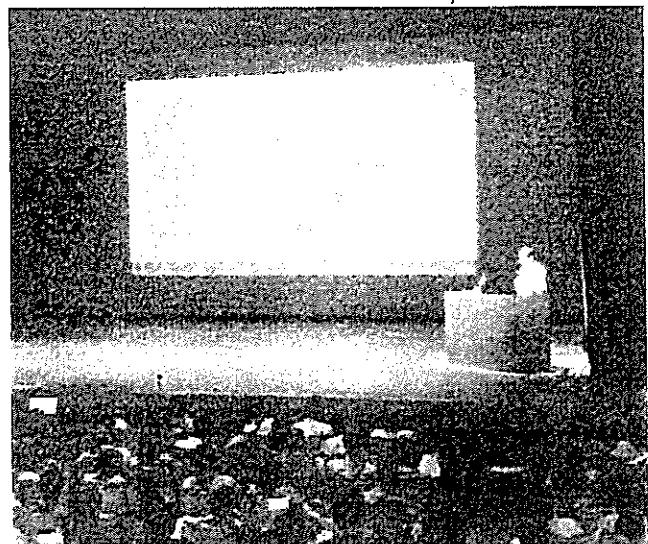
自治体学校に参加して

川本 雅樹（副理事長、御所市議会議員）

7月22日、23日の2日間、岡山市で開かれた第65回自治体学校に参加しました。

記念講演の最初は、中山徹・奈良女子大学教授で、「自治体を巡る状況とどうすればいいのか」と題して話されました。投票率を上げることは、政治や社会を変えたいという票が増えすることで、地域を破壊から守りたいという票が増えること。地方政治を変える条件は、投票率の上昇であり、女性、若者の投票率が上昇することだと喝破された。具体的には、2022年6月に行われた杉並区長選挙で、立憲、共産、れいわ、社民などが推薦する岸本聰子さんが当選したが、前回の2018年と2022年を比較すると、全体の投票率は32%から37.5%に上昇した。うち男性は、31.7%から36.8%へ、女性は32.3%から38.2%に上昇した。政策を、女性、若者にどう伝えるのかが課題となっているとのこと。

記念講演の2番目は、杉並区長の岸本聰子さんで、「公共の再生」・「草の根の民主主義と自治」を掲げて立候補し、多くの住民の支援を得て当選した、と。そして、行き過ぎた市場化・民営化を見直し、公共財を取り戻す住民運動が活発になっているとのことです。



（LINE公式アカウント「川本まさき」より転載させていただきました。）

いつでも講座 ストリーミング講座9月1日、始動！

地域経済、地方自治、社会保障や地元行政など、市政生活に関するお問い合わせ、各種活動情報を配信します。第1回は、岡田知弘・奈良女子大学准教授・専門大學院准教授、「地元よく目の就活術」について講座を開催します。お申込みください。

全9講座タイトル

①地元とは何か 地域に根ざすの範囲と地元の考え方について 地域経済のグローバル化と地元の対応 ②たまに地元プロジェクトと地元経営と地元の失敗 地元で起業の失敗はなぜ起きるか地元の失敗の原因 地元の失敗を防ぐためのアドバイス ③地元をつくろう やつあみをつくるくじくじも、また地元をつくって



開催日時

9月1日㈭ 19:00~20:30(開場18:45) 地元よく目の就活術

登録料

3,000円(税込) お申込みは下記のQRコードから

お問い合わせ

奈良自治体問題研究所 0743-55-3060

開催日時

9月1日㈭ 19:00~20:30(開場18:45) 地元よく目の就活術

登録料

3,000円(税込) お申込みは下記のQRコードから

お問い合わせ

奈良自治体問題研究所 0743-55-3060

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2023年7月21日			
年会費名	奈良難病連2023年度会費			
相手方	特定非営利活動法人奈良難病連			
年会費支払目的	難病患者の相談と支援、難病の啓発などをおこなう法人から情報を得て、その活動を支援しながら、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 難病患者の相談にのり、活動を支援する、また難病の啓発を世に広く広げるとともに、難病患者世帯の生活支援のための物品販売事業もおこない、主に社会に難病に対する理解を広めることに寄与する</p> <p>◆本会の活動頻度 通常総会は年1回、相談事業、啓発事業、情報提供事業、研修会を随時開催</p> <p>◆参加者の状況 会員は、同法人の目的に賛同して入会した個人（正会員）、と法人の活動に協力する個人（準会員）、事業に賛助する個人（賛助会員）からなる</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	5313 円	奈良難病連2023年度個人会員会費	24
合計 5313 円 （すべて政務活動）				
備考	添付資料：奈良難病連定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツⅡ106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関する正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①難病患者への相談と支援に関する事業
- ②難病の啓発に関する事業
- ③情報収集及び提供に関する事業
- ④難病の研修会、学習会に関する事業

- (2) その他の事業

- ①物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツⅡ106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①難病患者への相談と支援に関する事業
- ②難病の啓発に関する事業
- ③情報収集及び提供に関する事業
- ④難病の研修会、学習会に関する事業

- (2) その他の事業

- ①物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを

解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 事業に伴う収入
(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏名	住所又は居所
理事長	神田 菊三	
副理事長	小橋 重徳	
理事	山口 純子	
同	児玉 久美子	
同	蜂谷 あさ子	
同	井谷 真砂人	
監事	森岡 和子	
同	長尾 恒子	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 350円(年額)

(2) 賛助会員

個人会員 5,000円(年額)

団体会員 5,000円(年額)

企業会員 20,000円(年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日(平成17年9月15日)から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2023年8月9日他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2023年7月号 (53860枚)			
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける			
配布方法	新聞折込（43350枚）、街頭配布・ポスティング等（10510枚）			
発行目的	6月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月県議会における本会議討論、委員会質問でとりあげた県政上の中核課題についての論戦を紹介し、県民の関心を高めるため役立てる。 ・改選で誕生した新知事に、物価高騰から県民生活を守る16項目の緊急要求書を提出。実現を求めた。 ・新知事がすすめる、前の知事がおこなっていた大型プロジェクト事業について予算を止めてでも事業見直しの進め方について、住民、関係者への説明などが多く、知事選挙の勝利をもって「信を得た」として自身の考えだけですすめ、かつ、議会に譲らない手法ですすめていることを指摘し、民主的な方法でやるべきと提言した。いくつかの知事あて申し入れ、要望をおこなったが、知事が直接受け取ることはなく、したがって、意見を交わすこともないため、議会報告で「県政としてやるべきこと」を示した。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	244200円	53860枚分 34
	新聞折込代	奈良産経企画	133518円	43350枚分 35
	合計 377718円（すべて政務活動、100%充当）			
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2023年7月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは山村さちほです



山村さちほの県議会だより

■ 訪問をお待ちしています ■ 山村さちほのブログ
毎日更新、話題いろいろ、ご意見もお寄せください

マイナ保険証の強制やめよ

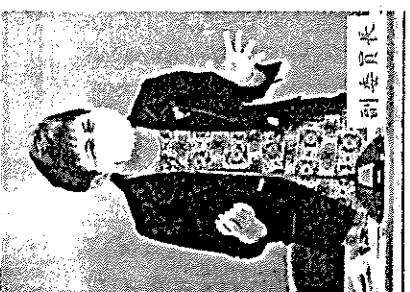
山村さちほ県議
総務警察委員会

山村さちほ県民に不都合を強いなければない

認證簿などトラブルが相次ぐマイナ保険証への強制移行の一言が高まっています。6月6日の総務警察委員会で県の対応をたどりました。マイナカードと健康保険証を一体化する法律について質問。マイナカード保険証の利用によるトラブルが相次いでいます。誤って他人の医療情報がひもつけられて、授業がされると命にもかかわります。こうした暗躍には奈良県でもおこっているとの回答でした。

県はデジタル化推進のなかで「誰ひとり取り残さない」とうたっていますが、安否登録

確認できていなかり紙の保険証がなくなれば申請しないと交付されず、障害のある方や高齢者が取り残されてしまうため、県民に不便を強いることは進めるべきではないと求めました。



新しい県議会スタート 地方選後最初の県議会

共産党は1名になり、余派ではなくなりましたが、県議会控室は「日本共産党員控室」と看板してもらつてきました。

新議会の構成(*1)は自民党・無所属の会22名、維新の会14名、改

新なる3名、公明党3名。そして共産党もです。代表質問はできます、一般的には年1回と発言の機会が減りますが、あらゆる機会(*2)を生かして皆さんの声を届けられよう金井をつくします。

口ナ福 市民の暮らしに寄り添つた支援を

知事に13項目の申し入れ



5月25日、日本共産党奈良県議会と山村さちほは、物価高騰が長引き、暮らしに打撃を受けているとき、市民に寄り添つた支援策の実施を求めて山村新知事に「県民の願いに関する要請」をおこないました。
要請は、■物価高騰から低所得者、生活困難者、コロナ禍で苦しむ医療機関や福祉施設への直接支援を、
■子ども医療費助成は病院窓口支払いがない「完全償還化」を、■巨額の無駄遣い・2000万円滑走路建設はやめて、■学校給食無償化の実現などをはじめとする13項目です。

議会運営委員会

一人会派として、皆さんがこれまでの要望を少しだけ議会に反映させよう、議長へ申し入れました。

◆一般質問は議員ひとり年1回(6分)と決まってますが、毎議会運営委員会で議会改革推進会議への無所属会派もオブザーバー参加を認めること。◆代表質問の機会がなく、議員には文書質問を認めること。

6月議会では、議会運営委員会議会改革推進会議へのオブザーバー参加が認められ、議決権はありませんが、了承しました。

*1 会派構成で一派をうけて、いくつかに分かれていった自民党議員たちが、「一つに合流」。また、無所属で選挙を自民系参院派所屬に。

*2 6月議会で、山村幸穂議員はあらゆる発言機会を活かし、初度の総務警察委員会定例会総務警察委員会で、「討論で発言しました。

お元気ですか



署名が續きますが、いかがおすしじょしちゅうか。

広島・長崎で世界平和・核兵器廃絶を求める国際會議が開かれ、平和を願つ夏。

こんなときに、自民、公明両党が、戦闘機やF-35など、殺傷能力をもつた武器輸出を認めようと具体的な協議をはじめました。なんておそれじょしちゅうか。

日本が開発・生産に加わった武器を輸出して、軍需産業に巨額の利益を得る目的です。お金儲けのために、平和憲法の精神を捨てて、死の商人国家への道は、どうぞ許せません。

奈良県議会議員

山村さちほ



前線・内が丘監視点被雪地を視察 被災者支援と災害への備え対策を早く

6月、台風の接近で梅雨前線が激しくなることで、被災地で住宅に接する池の堤壁が崩落。太和高田市では内水氾濫による浸水被害が発生しました。

奈良県にパートナーシップ制度を実効性ある制度の早期制定を求める



奈良県にパートナーシップ制度を実効性ある制度の早期制定を求める



本議論で「討論」しました。

コロナ感染症対応防接職員への特務勤務手当継続を

新型コロナウイルス感染症の防疫作業にかかる職員への特務勤務手当を停止する条例、ウイルスの危険がなくなつたわけではなく引き続き必要であることから反対しました。(他のすべての質疑を可決)

緊議の報酬削減条例

に賛成

県議会議員の報酬削減

条例(日本維新の会・議員提案)に賛成。

県民の暮らしが厳しい

中で、議員報酬は引き続

き削減すべきと主張。日

本共産党はこれまでから

定数削減で県民とのバ

イ

6月定期奈良県議会

知事が事業の全部又は一部の執行を中止したもの

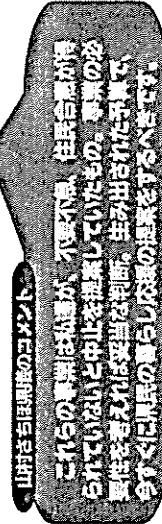
知事は、前知事がすすめいた大型プロジェクトについて、予算執行を止めることを公表しました。

<事業の全部又は一部の執行を中止>

- ・リニア中央停車場建設から関西国際空港へ接続する新幹線建設
- ・大規模広域防災施設品質外果化・近畿奈良新幹線建設
- ・朱雀大路東側・平野宮宮跡周辺の整備

- ・大和町野中央田原郡市梅雨の廻点施設整備
- などの15のプロジェクト2023年度一般会計当初予算のうち68.1億円分(完成までの予想事業費は約4730億円相当分)を止めました。

ただし、このことは減額条例や新しい事業に取り組む条例提案など議会には図らず、知事権限で執行を止めおくとの手続きなどはございました。



討論

提出された議案に賛成か反対かの態度をきっちり示したのは山村さちほ議員だけでした。

総務委員会

直口知事の進める大型プロジェクト中止・見直しについて

知事は前知事がすすめいた大型プロジェクトについて、予算執行を止めることを指示しました。左表は「執行査定の結果」の主なもの。

山村さちほ議員は表にあるように「X」としました。総務警察委員会では次のように主張。

日本共産党も当初予算発表時の予算組み替え提案の中止を主張

してきました内容であり、おおむね賛同できること表明。しかし予算の減額を行わないことは同意できない。無駄を削ったお金で県民の暮らしに応援する予算で支援、地域経済活性化などを新たな事業を提案して議会の賛否を問うべきだと求めました。

関西広域連合への全面参加について

関西広域連合が発足して10年たつが、どんな風景があつたのか今まで参加しないことが奈良県にどんなアドバイスがあつたのか問い合わせましたが、明確な回答はありませんでした。

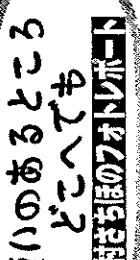
これまで県は、国と県の間に議

会を必要とする機関(広域連合)をつくることは「屋上屋」を重ねることで人口が少なく山間部の多い奈良県では、隅々まで行政に行き届かないなど、メリットがないと感じています。

広域連合は、関西財界主要、全国の機関の移管や道州制をめざして巨大開発をすすめようとするも関西圏の府県とは様々な分野で連携協働をしていて、全面参加の必要ないと求めました。

性別やセクシカリティに関する法律と同様の社会保障や人権を守る制度を奈良県も創設するよう求めて6月9日、新婦人奈良県本部が申し入れました[左写真]。また申し入れでは、申請時の「宣言」をやめよう求めました。山村さちほ議員が同席し、県の考えをただしました。

水道自治を守れ! 災害対策としても、「自己水の確保を!」と市民連絡会が県に求めました。



县域水道一体化事業も「事業見直し」の1つに



奈良県にパートナーシップ制度を実効性ある制度の早期制定を求める



もてきた内容であり、おおむね賛同できること表明。しかし予算の減額を行わないことは同意できない。無駄を削ったお金で県民の暮らしに応援する予算で支援、地域経済活性化などを新たな事業を提案して議会の賛否を問うべきだと求めました。

関西広域連合への全面参加について

関西広域連合が発足して10年たつが、どんな風景があつたのか今まで参加しないことが奈良県にどんなアドバイスがあつたのか問い合わせましたが、明確な回答はありませんでした。

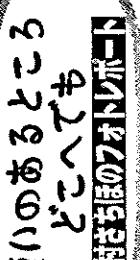
これまで県は、国と県の間に議

会を必要とする機関(広域連合)をつくることは「屋上屋」を重ねることで人口が少なく山間部の多い奈良県では隅々まで行政に行き届かないなど、メリットがないと感じています。

広域連合は、関西財界主要、全国の機関の移管や道州制をめざして巨大開発をすすめようとするも関西圏の府県とは様々な分野で連携協働をしていて、全面参加の必要ないと求めました。

性別やセクシカリティに関する法律と同様の社会保障や人権を守る制度を奈良県も創設するよう求めて6月9日、新婦人奈良県本部が申し入れました[左写真]。また申し入れでは、申請時の「宣言」をやめよう求めました。山村さちほ議員が同席し、県の考えをただしました。

水道自治を守れ! 災害対策としても、「自己水の確保を!」と市民連絡会が県に求めました。



县域水道一体化事業も「事業見直し」の1つに



奈良県にパートナーシップ制度を実効性ある制度の早期制定を求める



第11号様式の3（第5条関係）

政務活動記録簿（研修会参加）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2023年9月5日参加費送金 2023年11月6日～8日大阪市で開催				
政務活動先	大阪社会保障推進協議会主催、第8回全国地方議員社会保障研修会 (定員70人のリアル参加、ZOOM参加100人)				
研修名	第8回全国地方議員社会保障研修会				
参加者	全国都道府県、市町村議員				
参加目的	社会保障制度の現状をつかみ、改善、改革の方策をさぐる。 議会質問等議員活動に活かす				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	女性・シングルマザーの貧困問題、第9期介護保険事業計画の問題点・課題、メンタルヘルスの視点からの子育て支援、少子化対策、統一国保の問題点の各テーマで大学教官、研究者を講師に講座（リアル参加70人、ZOOM参加100人）に参加。 研修会開催日のリアル参加はできなかったものの、詳細なレジュメ・資料集（別紙：表紙コピー、274頁）をもとに学習会、議会質問等に活かす。				
研修参加に要した 経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
宿泊費	円	内訳:			
研修費	40313円	内訳:参加費			47
合計	40313円	(すべて政務活動)			
備考	添付資料：レジュメ・資料集表紙コピー（274頁）				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

2023年度大阪社保協主催 全国地方議員社会保障研修会

レジュメ・資料集

□各講座日程と内容

	日 程	テマ	講 師	頁
①	11月6日(月) 10時～13時	女性・シングルマザーの貧困と自治体政策～シンママ調査でみえてきたこと ミーティングID: [REDACTED] パスコード: [REDACTED]	砂脇 恵 先生 (龍谷大学社会学部准教授)	1
②	11月6日(月) 14時～17時	第9期介護保険改悪の内容と自治体での事業計画策定のポイント ミーティングID: [REDACTED] パスコード: [REDACTED]	日下部雅喜 先生 (大阪社保協介護保険対策委員長・ケアマネジャー・佛教大学非常勤講師)	30
③	11月7日(火) 10時～13時	いまなぜ国・自治体による貧困対策が重要なのか ミーティングID: [REDACTED] パスコード: [REDACTED]	加美 嘉史 先生 (佛教大学社会福祉学部教授)	112
④	11月7日(火) 14時～17時	メンタルヘルスの視点から見る子育て支援・女性支援 ミーティングID: [REDACTED] パスコード: [REDACTED]	加藤 雅江 先生 (杏林大学保健学部教授)	162
⑤	11月8日(水) 10時～13時	異次元の少子化対策で「子育て罰」は解決するのか ミーティングID: [REDACTED] パスコード: [REDACTED]	桜井 啓太 先生 (立命館大学産業社会学部准教授)	177
⑥	11月8日(水) 14時～17時	基礎から国保を学び、「統一国保」の問題点を大阪から発信する ミーティングID: [REDACTED] パスコード: [REDACTED]	寺内 順子 先生 (大阪社保協事務局長)	208

第11号様式の7（第5条関係）

政務活動記録簿（要請陳情）

会派・議員名

山村 幸穂

年月日	2023年9月8日				
政務活動先	政府(法務省)要望				
政務活動の目的	陳情や要望書によって寄せられた要望、聞き取った要望等、政府関係省庁に届けた。				
相手方	法務省(衆議院会館でのレクチャー方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	<p>奈良監獄(少年刑務所)の文化遺産としての保存について、法務省に申し入れ。市民団体「宝に思う会」の代表者、奈良市議、宮本たけし衆院議員と清水ただし元衆院議員が同席。</p> <p>民間事業者によって奈良監獄が高級ホテル化されようとしており、レンガ造りの建物の耐震工事と保存、資料館として一般に公開することなどが反故にされようとしていることについて、最初の計画通り、文化的価値の高い建物を保存・公開し、かつ資料館として活かすよう求め、要望。宝に思う会が4133筆の署名を提出。法務省は文化遺産の保存に取り組む考えは変わらないと回答。</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	京都	近鉄	奈良－京都	760 円	49
	東京	新幹線	京都－東京(往復)	27490 円	45
	国会議事堂前	東京メトロ	東京－国会議事堂前	180 円	50
	東京	東京メトロ	国会議事堂前－東京	180 円	50
	奈良	近鉄	京都－奈良	760 円	49
	合計 29370 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料:法務省要望書、同写真				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

法務省矯正局長様

2023年9月8日 日本共産党近畿ブロック事務所

前衆議院議員 清水ただし

県議会議員 山村さちほ

市議会議員 北村たくや

旧奈良監獄保存活用事業についての申し入れ

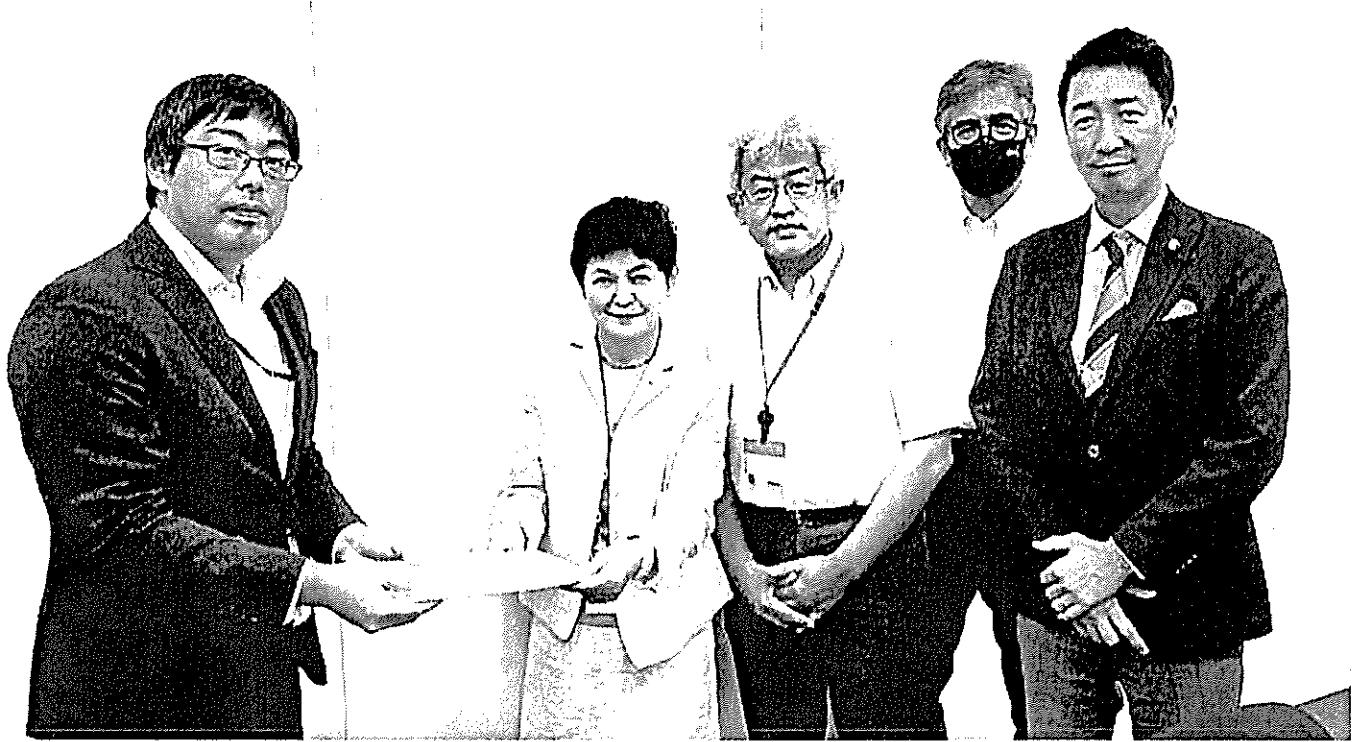
8月19日の近隣住民の会で、SPC（星野リゾート）からの同事業の活用計画の概要等の説明は、星野リゾートの新しいホテルの開業とそれに資する「地元貢献」に関するような内容で、同事業の意義や法務省の関与が後退している印象を抱かせるものでした。

そこで改めて同事業にかかわり、下記の点について、申し入れるものです。

記

- 1、法務省の「旧奈良監獄保存活用事業」に関して、昨年11月の共産党県議団の交渉で「旧奈良監獄整備で一番大事なことは重要文化財として旧監獄を後世に残すことにある」「同事業の基本は保存で、治安維持法被害者の収監や少年刑務所としての歴史を伝える史料館づくりにあること、その責任は法務省にある」と事業の意義について法務省の認識が示されました。同事業の意義について、今一度、認識を明らかにしてください。
- 2、8月19日の近隣住民の会で、旧奈良監獄保存活用株式会社（SPC）の星野リゾートからの「旧奈良監獄保存活用事業 活用計画の概要と事業を通じた地元貢献について」の資料を使った説明、質疑応答の際、星野の担当者から「民都機構等から借り入れができることになり、収支見通しが立った」「25年3月末に監獄ホテル等の工事完了、同年4月ホテルオープン」などの言及がありました。同事業を頓挫させないために、法務省としてSPCの財務実態の把握やモニタリングを行っているのか。今後どうするのか。また、同事業への法務省の関与の仕方について明らかにしてください。
- 3、旧奈良監獄（旧奈良少年刑務所）は、地域住民や「宝に思う会」などの市民運動が決定的な役割を果たし、重要文化財指定や保存活用に道が開かれました。戦前・戦時中は、平和・人権・生活を守るために命を賭して闘った人々が奈良刑務所に多数収監されていたこと、また奈良少年刑務所の時代には、先進的な更正教育が実践されていたことも同監獄・刑務所の大歴史です。赤レンガ建造物の建物的価値だけでなく、同監獄・刑務所特有のこれまでの経緯や歴史、保存活用に地域住民や市民運動が果たしてきた役割をリスクトし共有化することは、同事業をすすめる上で欠かせません。これら宝の全体を後世に伝えるために、保存活用に道を開いた関係者からの聞き取りや協議する場を法務省として早急に設定してください。
- 4、メイン事業である史料館の展示や方法、矯正展の中身や運営、旧奈良監獄（旧奈良少年刑務所）にふさわしい市民参画のあり方などへ、保存活用に道を開いた関係者、住民の意見やアイデアを反映させるために、法務省が関与し、SPCに対して積極的に責任を果たしてください。

以上



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2023年9月25日			
年会費名	国土問題研究会2023年度会費			
相手方	国土問題研究会			
年会費支払目的	県土の安全で住みよい地域づくりのため、科学者の知見、調査・実践から学ぶとともに、情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 安全で住みよい地域・国土づくりのための調査・研究を現場主義ですすめ、科学者の知見から方向を示す取り組みをすすめている。なかでも、自然災害に対する現地調査、分析、提言に対する高い評価を得ている</p> <p>◆本会の活動頻度 月1回発行の「国土研ニュース」、同機関誌「国土問題」（年1回以上随時発行）の活用。現地調査、テーマ別研究会の開催等</p> <p>◆参加者の状況 研究者、学生、地方議員など 研究者の知見に学び、本県における自然災害や公害への対応と解明をすすめ、議会質問等に活かしている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	10110 円	国土問題研究会2023年度 普通会員会費	53
合計 10110 円 （すべて政務活動）				
備考	<p>「国土問題」表紙コピー 国土問題研究会規約 添付資料：国土問題研究会とは（設立趣旨「国土問題研究会とは？」）</p>			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

こくどけん機関誌

KOKUDO-MONDAI

国土問題 82

2020.3.

西日本豪雨

(2019年6月15日国土問題研究会報告会講演から3題)

南山城メガソーラー計画に見る

大規模太陽光発電施設の問題点



国土問題研究会

JAPAN INSTITUTE OF LAND AND ENVIRONMENTAL STUDIES

国土問題研究会規約

(昭和 49 年改正)
(昭和 50 年改正)
(昭和 57 年改正)
(昭和 60 年改正)
(1991 年改正)
(2016 年改正)

第1章 総 則

第1条 本会は国土問題研究会という。

第2条 本会は事務局を京都におく。

第3条 本会は理事会の議決を経て、支部をおくことができる。

第2章 目的および事業

第4条 本会は、環境保全、地域計画、災害公害対策、エネルギーおよび資源問題、地場産業など国土に関する各種の調査研究を行ない、すべての国民のために美しく豊かな住みよい国土の実現に寄与することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するための次の事業を行なう。

- (1) 調査研究および情報、資料収集。
 - (2) 機関誌、ニュース、報告資料、その他の刊行。
 - (3) 研究会、講演会、講習会、現地討論会の開催。
 - (4) 自治体、住民団体などに対する助言、相談活動。
- その他、目的を達成するために必要な活動。

第3章 会 員

第6条 本会の趣旨に賛同し入会しようとするものは、会員の紹介をもって理事長に申し込まねばならない。会員の資格は入会申込書を運営理事会において承認し、会費を払い込んだ日よりはじまる。

第7条 会費額は総会において決定する。

第8条 会員は普通会員、学生会員、維持会員よりなり、次の権利をもつ。

- (1) 総会に出席し、議決に参加すること。
- (2) 本会の行なう諸活動に参加すること。
- (3) 本会の資料および施設を利用すること。
- (4) 普通会員および学生会員は機関誌およびニュースの配布を受け、維持会員は機関誌、ニュースのほか、さらに刊行図書の配布を受けること。

第9条 会員が次の一つに該当するときは、理事会の議を経て除籍することができる。

- (1) 会費を 2 年以上滞納したとき。
- (2) 本会にたいして不正な行為をしたとき。
- (3) 会員の資格を利用して不正な行為をしたとき。

第4章 役員、職員および顧問

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事・20名以上。
- (2) 監事・若干名。

第11条 理事および監事の任期は原則として 2 年とし、会員のなかから総会時に選出する。選出に関する細部は別に定める役員選挙細則によって行なう。

第12条 理事は理事会を組織し、理事長 1 名、副理事長複数若干名、事務局長 1 名、事務局次長若干名および運営理事若干名を互選する。

第13条 (1) 理事長は会務を総括し、本会を代表する。

- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する
- (3) 運営理事は日常の会務を分担する。
- (4) 事務局長は会務全般の事務を総括し、事務局次長はこれを補佐する。

第14条 監事は本会の業務および財務の状況を監査する。

第15条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の議を経て理事長が委嘱する。顧問は、理事長の諮問に応じ、また理事会に出席して、理事長および理事会に意見を述べることができる。

第5章 会議

第16条 総会は2年に1回とし、理事長がこれを招集する。臨時総会は理事長が必要あると認めたときに、これを招集する。

第17条 総会員数の4分の1以上の会員により、会議の目的たる事項を示して請求のあつたときは、理事長はその請求を受けた日より1箇月以内に臨時総会を召集しなければならない。

第18条 総会の召集は10日前までに、その会議の目的たる事項を示して会員に書面をもつて通知しなければならない。

第19条 都合により総会に出席しない会員は、委任状によって参加することができる。

第20条 総会は、本会の事業の総括ならびに方針等の重要事項について決議する。

第21条 総会議長は、出席会員のなかから選出する。

第22条 各会員の議決権は1人(1団体)1票とする。

第23条 総会の議決は出席会員の議決権の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。

第24条 理事会は、理事長がこれを招集する。理事会は、運営に必要な内規を定めることができる。

第25条 運営理事会は、理事長がこれを招集する。運営理事会は、本会の経常的な運営について審議決定し、その任務を分担する。

第6章 会計

第26条 本会に関する費用は、会員の会費、活動に伴う収入および寄付をもってこれにあてる。

第27条 理事長は、総会までに会計監査を受けなければならない。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり3月31日に終わる。

第7章 付則

第29条 この規約は2016年6月25日から施行する。

第30条 この規約を変更するためには、会員による投票総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

入会申込書

年 月 日

国土問題研究会の主旨に賛同し

- ・普通会員として
- ・学生会員として
- ・維持会員として (年_口) (該当欄を○で囲んでください)

入会を申し込みます。

氏名 (ふりがな) 団体の場合は団体名あるいは代表者名

生年月日 年 月 日

住所 〒

TEL

FAX

勤務先 (または学校名)

職業

勤務先住所 〒

勤務先 TEL

勤務先 FAX

(国土研からの連絡に使用 可・不可)

専門分野 (または最も関心を持っていること)

E-mail

自宅 (国土研からの連絡に使用 可・不可) :

勤務先 (国土研からの連絡に使用 可・不可) :

一入会ご希望の方は、この申込書をメール添付またはfax または郵便で送ってください。一
会費は 普通会員 : 10,000 円／年度

学生会員 : 5,000 円／年度

維持会員 : 1 口 20,000 円以上／年度

後期入会の場合、その年度会費は半額。会計年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日。
会費は郵便振替用紙にて送金ください。入金確認をもって入会手続きをいたします。

国土問題研究会 (略称: こくどけん)

〒604-0931 京都市中京区二条通河原町西人ル櫻町南館 3 階 TEL/FAX 075-241-1373

E-mail:kokudoken@up.lolipop.ne.jp 郵便振替口座 01080-0-44858 國土問題研究会

「国土問題研究会」とは(略称:国土研)

現在、災害・公害等、われわれの住む国土のいたるところで環境破壊が激化し、それは、われわれの日常の仕事や暮らしの基盤をも脅かしています。

地震・火山噴火・異常気象などの自然現象を誘因とする災害においても、ダム・道路・発電所・コンビナート等の建設、土地造成や埋立工事、地下資源の利用などの人為的な要因によって被害が拡大することが多くあります。

このような災害として震災・水害・地すべり・崖崩れ・地盤沈下・海岸浸食・落盤などが挙げられます。そのため、その犠牲になる住民と、災害発生や災害救済の責任者である民間企業、地方自治体や国との間で多くのトラブルが引き起こされています。

国土問題研究会は、従来の科学技術が「公共」という名目で開発を進める側にだけ奉仕させられ、ともすれば開発の犠牲となる地域住民のために活用されなかつたことに対する反省にたって、昭和34年の死者5000名を出した伊勢湾台風を契機として全国的に広がつてきた被災者救済と災害予防運動からの要望もあって、昭和37年に設立された組織です。

設立にあたつては、元国民経済研究協会常務理事・故佐藤武夫、元参議院議員・元民主団体災害対策会議常任幹事・故兼岩伝一らの尽力がありました。

国土問題研究会のめざすところは、科学技術者の社会的責任を自覚し、住民のための安全で住み良い地域づくり・国土づくりやそのための科学技術がどうあるべきかを調査研究のなかで具体的かつ実践的に明らかにしていくことにあります。

われわれ国土問題研究会のメンバーは、各々の専門領域でのより深い科学的な研究を基礎としながら広い分野の科学者・技術者・自治体労働者等を結集して、住民の立場に立つて、問題の起こつている現地に出かけ、住民とともに進める総合的調査研究の実践が是非必要であると考えます。

われわれは、このような「住民主義」「現地主義」「総合主義」の調査『三原則』を基に、従来の「専門分担型」の調査研究から、「総合討論型」の民主的調査研究の方向を指向し、さらに将来への科学的展望を含めて調査研究を進めています。

本会は、このような趣旨のもとに

1. 環境(砂利採取・下水道・し尿処理・宅造・埋立・団地・ニュータウン)
2. 公害(大気・水質汚染・発電所・ゴミ問題・騒音・振動)
3. 都市問題(流通センター・再開発・都市計画・爆発)
4. 建築(マンション・ビル・欠陥建物)
5. 地域開発(観光・町づくり・町並み保存・学校・リゾート・ゴルフ場問題)
6. 道路交通問題
7. 地盤・斜面災害(造成地不等沈下・陥没・地辺・崩壊・土石流)
8. 地震・火山・その他の災害
9. 治水(水害・河川改修)
10. ダム問題(ダム災害・堆砂・ダムアセスメント)
11. 利水(上水道・水資源)
12. 農林水産問題
13. 海外の国土問題

などの、国土に関する諸問題を取り扱い、それらの問題の解決に少しでも寄与しようと、活動しています。

活動内容

- ☆ 被災者や住民団体、自治体等の委託に基づく各種地域問題、災害問題の調査及び助言や相談を行ないます。
- ☆ 国土問題に関する自主的調査研究及び講演会、学習会、研究会、現地討論などの開催及び講師の派遣などを行ないます。
- ☆ 機関誌やニュースの発行、研究資料の刊行などを行ないます。

運営法

- ☆ 活動は国土研規約に基づいて行なわれますが、活動の基本方針は、総会で決定し、運営の方法は理事会で決定し、運営理事会で推進します。
- ☆ 運営費は、会員の会費、寄付金などによります。

会員と役員

☆ 本会の趣旨に賛同し、本会会員の紹介により入会申し込みをして、所定の会費を納めれば誰でも会員になります。

普通会員(会費年額／10,000円)の他、学生会員(年額／5,000円)、維持会員(年額／1口 20,000円以上)の制度があります。

会員は、機関誌やニュース等の配布を受け、本会の諸活動や会合に参加し、本会の事務所や資料を利用するることができます。

☆ 会員は全国にわたっていますが、比較的京阪神方面に多いです、事務局を京都においています。

☆ 本会には、科学者、技術者のほか、コンサルタント、教員、弁護士、労働者、学生、住民運動関係者、自治体職員、議員等も参加しています。

なお、会員の専門分野は、地質、地域計画、都市計画、建築、地理、土木、測量、労働問題、住民運動、農林、物理、化学、法律、生物、河川水理、行政、経済、気象、地震、砂防、機械、歴史文化等です。

☆ 本会は、理事長、副理事長、事務局長等の役員をおいて運営を分担しています。

主要現役員

2023-7-1 現在

理事長:	武藏野 賢	元京都教育大学(環境地学)
副理事長:	磯部 作	放送大学客員教授(地理学)
	上野 鉄男	元京都大学(河川工学)
	中川 学	元京都府(河川計画)
事務局長:	奥西一夫	元京都大学(災害地形学)
事務局次長:	紺谷吉弘	元立命館高校教諭(地質学)
顧問:	志岐常正	元京都大学(地質学)

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2023年9月25日		
年会費名	建設政策研究所2023年度個人会員会費		
相手方	特定非営利活動法人建設政策研究所		
年会費支払目的	社会教育の推進、まちづくりの推進、環境の保全を図るなどの活動を推進する建設政策研究所の調査・研究・政策提言活動に学び、議員・議会活動に活かす		
按分率の説明	すべて政務活動		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 建設産業関係の団体・個人、学者・研究者・専門家と連携し、資料情報収集、資料バンク、出版、講演・講師活動。研究集会シンポジウムを開催し、災害・環境破壊活動をおこさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設をめざす諸活動の推進</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回の総会を開催。情報収集、研究会・シンポジウムの開催、研究会を随時開催し、機関誌「建設政策」を定期発行する</p> <p>◆参加者の状況 建築、建設関係者、建築関係の研究者、専門家を中心に参加。地方議員は同会の発信する政策や施策提言をもとに、議会活動に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	調査研究費	5813 円	2023年度個人会員会費 (5000 円 + 消費税 + 手数料)
合計 5813 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料： 特定非営利活動法人建設政策研究会定款		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人建設政策研究所

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、その他の事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コ
一ポ前川1F 北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1谷
町秋田ビル501号室に置く。

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動

- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動
- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。

但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費（会計年度途中入会会員を含む）を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 定款に違反したとき

2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。

3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。

3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌握する。

2 理事長に事故あるときは、理事長代行を理事の互選により選出する。

3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。

4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、

若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 棟欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(事務局及び職員)

- 第17条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第4章 顧問

(顧問)

- 第18条 この法人は顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 3 顧問に関する必要な事項は、理事会で定める。
 - 4 顧問は理事会における議決権を有しない。

第5章 総会

(構成)

- 第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

- 第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 決算報告
- (2) 事業報告

- (3) 監査報告
- (4) 事業計画及びその変更
- (5) 予算計画及びその変更
- (6) 役員の選出及び解任
- (7) 委員会の新規設置
- (8) 会費の金額
- (9) 定款の変更
- (10) 解散
- (11) 合併
- (12) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、第21条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員それぞれを1と数える。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第23条(定足数)、第24条第2項(議決)、第26条第2号(議事録)及び第38条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の内容及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき召集の請求があつたとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項規定により、書面若しくは電磁的方法もって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、前条の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第7章 その他会議等

(運営会議)

- 第36条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置することができる。
- 2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。
- 3 運営会議は本条第1項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

- 第37条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。
- 2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。
- 3 各委員会の委員長は委員の互選とする。
- 4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。
- (1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。
- (2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会（プロジェクトチーム）の編成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネージメントを行う。

(研究会)

- 第38条 必要に応じて、第37条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会（プロジェクトチーム）を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

- 第39条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。
- 2 研究会に関する事項は別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 研究及び事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併及び破産手続きの開始決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行う。

第11章 雜 則

(細則)

第52条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に従う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

2 この定款が規定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

附 則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理 事	田中 政広
副理事長	荒井 春男	同	谷野 洋
同	江澤 和治	同	塚原 信介
同	大塚 紀章	同	筒井 等
同	坂庭 國晴	同	福嶋 実
同	清水 謙一	同	古澤 一雄
専務理事	辻村 定次	同	丸山 信二
理 事	荒川 隆男	同	三楠 正廣
同	今井 拓	同	山田 規世
同	後藤 英輝	監 事	深見 勝治
同	椎名 恒	同	藤好 重泰
同	関口 偵雄		

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年12月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2005年10月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 1口 1万円
- (2) 個人会員 1口 5千円
- (3) 賛助会員 1口 5万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与規程は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009年7月2日一部変更

10. 2020年3月27日一部変更

11. 2022年 8月1日一部変更

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2023年12月11日他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2023年10、11月号（54060枚）			
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける			
配布方法	新聞折込（43350枚）、街頭配布・ポスティング等（10710枚）			
発行目的	9月議会での本会議発言、委員会質問を広報することを通じて、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月県議会における本会議討論、委員会質問でとりあげた県政上の重要課題についての論戦を紹介し、県民の関心を高めるため役立てる。 9月議会招集にあたって知事がおこなうべき、物価高騰対策、地域経済対策など県民の願いを実現する施策を提案し、おこなっていくことを求める要望書を提出。知事に具体化を求めた。 子ども医療費助成制度を国において実現するよう求める意見書を共産党が議会としてこぞって要望するため、意見書が全会一致採択された。 女性が安心して暮らせる社会の実現、非正規雇用の労働者の待遇の改善（一般職員との格差解消＝同一労働同一賃金）を求め、非正規職員も病気休暇は有給にすべきと提案した。 カジノと一体にすすめている大阪万博に「全面参加」を打ち出している知事を批判。県民の多くが納得と同意をしていないことを厳しく指摘した。 広く県民に知らせ、県民の意見を聞き、議会論戦にいかす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	258500円	54060枚分
	新聞折込代	奈良産経企画	133518円	43350枚分
合計 392018円（すべて政務活動、100%充当）				
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2023年10、11月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは山村さちほです

山村さちほの県議会だより

■ 調問をお待ちしています ■ 山村さちほのブログ
毎日更新、話題いろいろ

検索

2023年10月

県議会報告版

日本共産党奈良県会議員団
奈良市登天路町30奈良県議会内

ダイヤルイン tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492
e-mail naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

9月定期奈良県議会

地盤強化と県民の願い実現を求める知事に要請



9月定期議会の開会に先立ち、9月16日、日本共产党奈良県委員会は、長引く物価高騰、不安定な経済情勢のもと、県民の暮らしに寄り添つた地盤強化の実施を求める申し入れを行いました。

①ガソリンなど燃料費の高騰、食料品など諸物価高から、低所得者、生活困難者の暮らしを守る対策の推進、医療機関や病院、社会福祉施設への

直接支援をおこなうこと
②子ども医療費助成制度は窓口支払いのない完全無料化を
③県の支援で学校給食無償化を段階的に実施
④奈良県の大学生への給付型奨学金の創設
⑤住宅リフォーム助成制度の復活
⑥教員の増員で小学校35人学級など13項目の実施を求めました。

2022年度決算に反対討論を開催

2022年度決算について日本共产党が唯一反対しましたが、他の会派議員はすべて賛成して認定されました。

山村議員は討論で、22年度予算でヤングケアーフ支援事業や未就学児の国保料減免などが実施されたことを見直しつつ、日本共产党は同予算案に反対して、大型開発を中心として県民の暮らしを支援する予算への組み替え提案をしていました。山下知事は開発を一部見直しましたが、京奈和自動車道大和北道路トンネル区間の建設やリニア中央新幹線建設促進・奈良市附近駅誘致には手をつけず、促進を図っていますが、推進すべきではないと主張しました。

同時に討論では、田安・物価高収益として中小企業者支援や学校給食無償化支援や感染症から県民の命を守るために、保健師の増員、保健所の機能強化や正規教職員の抜本増加30億円の基金を活用して国保料引き下げや紙の健康保険証を残すように要請することなどを求めました。



文部科学省は「討論だけではなくて、意見書を提出する」と言われます。山村議員がそこから「これがなった『討論』」や質問や提案などに大きな発言機会となりました。奈良県議会の討論に許された時間は「5分」。近畿の府県議会では大体10分としています。少子化対策、子育て支援などの政策が実施されています。しかし、財政力の違いなどで、それぞれ独自の制度になります。そのためにも全国一律の制度として改めが実現されますが、全体の財政力の違いで受けられるサービスに違いがあるかもしれません。

日本共产党が提案した医療費助成制度、全員一致で採択されました。

お元気ですか

2023年開催予定の国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会(国体と呼んでいた)の施設をどうするのか、特別委員会で視察(写真)しました。

県の主要な運動施設は前回(1984年)の基準団体の時に整備したもので、どれも老朽化、またアフリカ化未整備の間に、スポーツ施設にも金をかけず放置してきた県の責任が問われています。一時的なイベントに巨額の費用をつぎ込むやり方は改めるべきでません。

奈良県議会

山村さちほ



特別委員会でスポーツ施設を視察



県民の不満よそに 知事は大阪万博に前向き

県職員を大阪府に派遣・県内に「万博推進室」設置

これで良いのでしょうか？

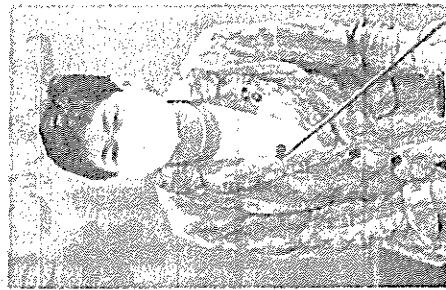
2025年開催予定の関西万博。会場建設費が当初の1250億円から、1.9倍の2350億円に増額されたとのこと。3分の2は国民と大阪府民の税金です。

予定地の夢洲は地盤沈下や土壤汚染の懼れもあり、対策費用や開通の交通インフラ整備にも巨費が必要です。世論調査（共同通信、毎日）でもこのようないくつかの意見が得できました。「規模を縮小して費用削減」42.0%、「中止すべき」35.0%。「身を切る改革」というなら、万博は見直すべきではないでしょうか。

奈良県では知事が「万博推進室」に協力、府内に「奈良観光に役立つ」と大阪観光局に奈良県職員を派遣しています。

日本共産党県議団は県議会で大阪万博推進の決議が提案されたときから、万博そのものには反対ではないうが、カジノと一緒に進めることを賛成しています。

*ご意見、感想をお寄せください。ID:0742(27)8956 奈良県会日本共産党議員室



少子化対策・女性活躍 別委員会 女性が働きやすい 職場へ改善を

生理休暇について質問。生理休暇は労働基準法で定められた休暇ですが、民間企業での取得率はどうぞ。約1000人の女性職員（知事部一人一人当たり平均4.2日）しか取得できていません。

約900人の会計年度任用職員は4分の3が女性職員ですが、生理休暇は無給です。女性が安心して働くことができる職場とは到底言えない現状です。

生理がつらくて人手不足で休むことは言えず、我慢をして体調が悪くなったり、仕事の効率が落ちることも。人員を増やし、女性の体や生理について理解をすすめ、母性の保護、女性が働きやすい職場への改善を求めました。

子ども医療費助成制度の対象年齢が高校卒業まで拡充され、中学生卒業まで窓口での立て替え払い（受診料）に適用100円、入院料100円。未就学児は50円になりました。窓口完全無料とするもう求めました。全国でも3県が、県内の11の町村が窓口負担なしの完全無料となっています。

担当課長は市町村の財政負担が大きくなることから、どのような課題があるのか、市町村と協議を続けていきたいと答弁。

また、国会では女性問題にかかわる多くの支援団体、関係者などの勧りを抱える女性への支援に関する法律が、超党派の議員提案で制定されました。奈良県として計画の策定にあたり、支援団体

や当事者から、直接言を聞き、意見を反映すべきことを求めました。

まだこれまで奈良県では相談員の身分はほぼ100%非正規雇用、会計年度任用職員で期間を限る雇用です。専門職としての力を発揮できるように正規雇用にして待遇改善、体制強化を強く求めました。

総務警察委員会 会計年度任用職員の 病気休暇を有給化に

奈良県警が実彈射失撃事件で無実の職員に自白を強要し、うつ病を発症した事件で、県に賠償命令が出された（8月31日、奈良地裁）。ことについて、「指摘された捜査の違法性をどう受け止めて再発防止に取り組むのか」とただしました。

県警は判決を真摯（じし）に受け止め、適正な捜査について指導。3人の捜査員を本部長による口头厳重注意処分にじたと明かしました。

また、冤罪防止のため、3%未満しか適用されていない取り調べの可視化（録音録画）を全事件に適用すべきたと主張しました。

山村議員は県の会計年度任用職員にも有給の病気休暇を認めてほしいという切実な願いを取り上げ、「県庁は会計年度任用職員がないければ仕事が回らない」という実態だ。同じ仕事をしているのに、正規と非正規の格差に合理的な理由は認められない。京都府は3日、大和郡山市は21日、奈良市は10日の有給の病気休暇を自治体の議量で認めている」と追及しました。

県は「国の指針に基づいている。国への動向を見て検討する」と答えました。

日奈良監獄で送務者へ申し入れ

明治5大監獄の一つ、旧奈良監獄の保存活用について、日本共産党の清水ただじ前衆議院議員、北村たくや奈良市議といつしまさより8月8日、法務省に申し入れました。

「奈良少年刑務所を宝に思う会」の作家・森美子さん、宮本だけし衆議院議員らが同席しました。旧奈良監獄保存株式会社（SPC、星野リゾート）は附帯事業である監獄ホテルを4月オーブンすることを明らかにする一方で、本来の事業である史料館の具体化は進んでいません。

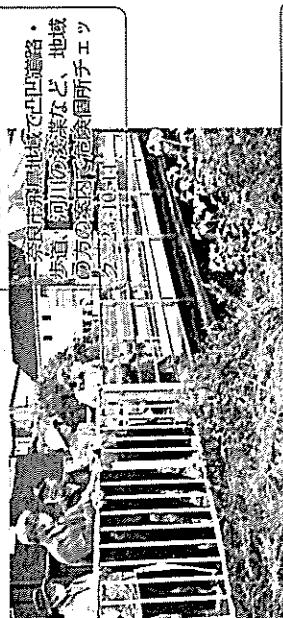
ななこはアート文化財である旧奈良監獄を後世に残す。戦前は治安維持法違反などの政治犯の収監、戦後は少年刑務所として矯正事業をした歴史を伝える史料館を整備することをより法務省、SPCからの提案待ちの姿勢を厳しく批判し、保存活用に道を開いた関係者の聞き取りや事業者と協議する場の早急な設定を求めました。

山村幸理議員
の講演会写真で紹介します。

秋の自治体キャラバン
住民要求を聞いてすべての自治体を訪問する自治体のキャラバンが始まります。出発集会で懇親の挨拶をしました。23.10.16



街角ウォッチング



議会報告会



康いのあるとこ どこへても 町村のアオトボート

日奈良市議会議員
の講演会写真で紹介します。

地域ごとの議会報告会を開いています。暮らしや福祉の制度のこと、保険や県議会のことなど質問に答えます。23.8.27

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2024年2月7日		
年会費名	総合社会福祉研究所 2023年度会費		
相手方	総合社会福祉研究所		
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす		
按分率の説明	すべて政務活動		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する</p> <p>◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表</p> <p>◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	9400 円	2023年度会費
	合計 9400 円（すべて政務活動）		
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今戦後最大の転機を迎えています。ことに国民の民主的な運動によって実現させてきた社会福祉諸制度の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「戦後政治の総決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これから社会福祉を、公的制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買うシステムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄にほかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、様々な規制や労働諸条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を発展させ、いのちとくらしを支える実践を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀にむけての社会福祉の未来をきりひらく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業材団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を展開してきています。そして、それらを飛躍的に発展せせるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたりました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってうみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保障、保健、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係わる労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動をすすめなければなりません。そして、何よりも社会福祉に関心をもつすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が發揮されるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開しうる新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。

(1988年5月8日採択)

規 約

第1章 総 則

第1条（名称）この研究所は、総合社会福祉研究所という。

第2条（事務所）この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）この研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。

第4条（事業）この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会福祉に関する分野の調査、研究及び資料の収集。

2. 研究の成果を広く普及するための教育・学習活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第5条（会員）この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条（入会）会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第7条（会費）会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を1年を越えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条（退会）会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第4章 役員

第9条（役員）この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上30名以内（うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。）
2. 監事2名

第10条（役員の選出）理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において互選する。

第11条（任期及び補充）役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条（理事長）理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条（副理事長）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条（常務理事）常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条（常任理事）常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。

第16条（理事）理事は、所務の執行を決定する。

第17条（監事）監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第5章 会議

第18条（会議）この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条（構成）総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもって構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条（機能）総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
①事業計画及び収支予算
②事業報告及び収支決算
③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
①総会の議決した事項の執行に関する事項
②総会に付議すべき事項
③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

3. 常任理事会は、理事会の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条（招集）通常総会は会期（2年間）ごとの開催とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

3. 理事会は、理事長が隨時招集する。
4. 常任理事会は、理事長が随时招集する。

第22条（定足数）会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条（議決）議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長の決するところとする。

第6章 会計

第24条（経費）この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第25条（予算及び決算）この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第26条（会計年度）この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会等

第27条（事務局）この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。
4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。

第28条（専門委員会及び研究部会）この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名誉理事

第29条（名誉理事）研究所に名誉理事をおくことができる。

1. 名誉理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。
2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

第30条（規約の変更）この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第31条（解散）この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附 則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。
2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。
4. この規約は、1988年5月8日より施行する。
 - (2) この規約は、1990年6月3日に一部改正した。
 - (3) この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。
 - (4) この規約は、2006年6月17日に一部改正した。
 - (5) この規約は、2008年8月30日に一部改正した。
 - (6) この規約は、2011年8月27日に一部改正した。

2022年3月1日発行 (6月10日発行) 価格520円 1985年5月25日第三種郵便物認可

2022

相談支援はいのちと暮らしを守る
セーフティネットの里!



編集 総合社会福祉研究所

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動信録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2024年2月13日他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2024年1月号 (54000枚)			
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける			
配布方法	新聞折込（43350枚）、街頭配布・ポスティング等（10650枚）			
発行目的	12月議会での本会議発言、委員会質問、新年度予算への県民要求盛り込み提案を広報。県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知事提案の新年度県予算案に県民要求を盛り込むよう予算要望書を提出。知事と意見を交わした。12月県議会における本会議討論、委員会質問でとりあげた県政上の重要課題についての論戦を紹介し、県民の関心を高めるため役立てる。 ・討論の時間制限をなくすよう提案。近隣府県の討論時間について調査し、多くが時間制限をなしにしているのに、奈良県は5分ときわめて短いと指摘。議長に申し入れ、善処する約束を得た。 ・新知事がすすめる、関西広域連合への全面参加、大阪万博への全面協力を表明した知事に対して、県民や子どもたちを動員することの不合理点を指摘し、関西広域連合関係経費の増額も無意味であることを指摘した。 ・子ども医療費助成事業、高校教育について市民団体の県要望に同行し、要望項目の実現を求めた。質問や要望活動を知らせ、県民の理解を広げる。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	257400円	54000枚分
	新聞折込代	奈良産経企画	133518円	43350枚分
	合計 390918円（すべて政務活動、100%充当）			
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2024年1月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

こんなにちはばは山村さちほです



2024年1月
県議会報告版

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30奈良県議会内

ダイヤルイン tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492
e-mail naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちしています ■ 山村さちほのブログ

毎日更新、話題いろいろ 意見もお寄せください

今こそ住民福祉増進、県民の暮らしを守る



知事に新年予算編成にあたり予算要望

物価高から暮らしをする対策や中小企業などへの支援拡充、農林業への支援、気候危機打開、省エネ・再生エネルギーの推進、他医療・福祉・教育・文化・防災など17項目の「重点要望」と「17項目の個別要望」です。

冷たい国の政治から、県民の暮らしと営業をする防波堤として、住民福祉の増進という地方自治体の役割を果たしていただき強く求めました。

子ども医療費助成制度は対象年齢の拡充がされました。個人負担ゼロの完全無料に、スマートチャーチャードリコーシップ制度創設などについて知事と意見交換しました。



山村知事（左）に予算要望書を提出する山村幸穂議員、右から共産党県委員会の井上良子、宮本太郎、太田敦の各氏と細野泰典委員長

お元気ですか

新しい年、いかがお迎えでしょうか。
年明け早々の能登半島大地震に驚いています。被災された皆さんにお見舞い申し上げますし、心からお悔やみ申し上げます。一刻も早い救援、復興をすすめるためにも、私たちができることで協力したいと思います。

自然災害は避けられませんが、災害に強いまわりや被災者のために安心できる避難場所の環境整備、住宅再建支援金の拡充など、大事拝りも命を最優先にする政治への転換が求められています。

今年も、平和と暮らしをするために頑張ります。よろしくお願いします。

奈良県議会議員
山村さちほ



議員提案系自民・改新の議員の期末手当引き上げ条例、知事へ知事の任期延長条例、副知事特別職の任期延長条例、議員の期末手当引き上げ条例について、県民の暮らしが大変な時に認められない反対しました。しかし、自民・無所属の全員改新なら（2人は退院）の議員の賛成で可決しました。

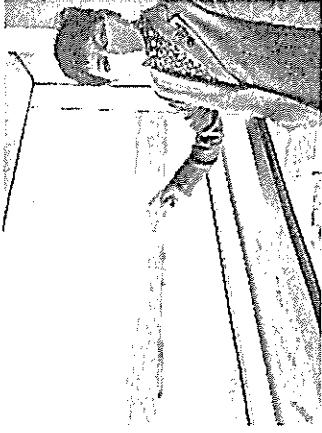
一般会計補正予算是、物価高騰対策、災害復旧・防災対策、一般職員の給与引き上げなどには賛成ですが、大阪・関西万博博覧会事業につしても効率が認められないところ対応しました。会場の記念品販売

本会議の討論時間
5分⇒10分に改善されます

ちほと解説

奈良県議会では本会議での議案への態度賛成・反対の度を示す「討論」時間がねずみ5分でした。近畿府議会では「討論」時間は「2人まで10分でした。大阪では「2人まで10分でした。」

次回の2月議会から討論時間が制限なしとなりました。今後も発言機会をなくさないよう議論ができる県議会の改革に邁進ります。



「カシノ推進新を負は遺産 大阪万博中止求めよ

奈良県は、万博推進室（職員4名）＝2023年12月現在をつくって、機運醸成の活動をしていましたが、どんな効果があるか見えてこないのかを質問しました。

「観光客導入が減った」「経済波及効果などはいかに考える」とのこと。

大阪万博には多額の税金（国費83億円）投じて、世論調査でも、「必要ない」が68・6%になりました。

B会場の舞洲がタイオキア入やPICO等の有料施設による沿線や地盤洗下の心配もある中、万博のむじに

大阪府西万博建設地を現地視察（2023.12.27）
近畿府県の地方議員が参加して、現地視察（さきしまコスモタワー展望台から）。現地は、思った以上にならない。

総務委員会

どこへどこの 「まち版のオクトレード」

山村幸議員の議会以外での活動を写真で紹介します。

県議会議員連盟と意見交換

長野県でも水道政策計画が始まっているとのことで、日本共産党長野県議団のみなさんから奈良県に視察にござりました。市民の運動で県域一体化に参加しかつた奈良市の人取り組みなどを紹介して、意見交換【上写真】をしました。（2023.11.27）



福祉をよくする会の皆さんのが、奈良県の福祉医療制度（子どもひとり親・障害者）一部負担金と償還払いの仕組みをなくして「窓口完全無料化」を実現し、使いやすい制度にしてほしいと要望しました。県民の黏り強い運動で、奈良の子ども医療費助成制度の対象年齢が高校卒業まで拡充され、医療費をたて替えて支払う制度から窓口無料の現物給付への変更が実現しました。この自己負担がありません。この自己負担をなくせば、本当の無料化です。県が市町村を支援して完全無料化を進めたいのです。



カシノ（一社）説教をめぐらしく、いわづけ整備に約1・7兆円（政府収支）もかけるなど、巨大な開発事業となります。

奈良県として、「推進」ではなく「中止」を求める方向で提案しました。

関西広域連合への 全部参加より県内 市町村支援強化を

関西広域連合発足して13年
黙々と成果なし県民参加なし、
メリットもほとんどなし

奈良県はこれまで、関西広域連合には防災や観光の部分参加をしてきましたが、関係府県の条例可決で奈良県の全部参加が決まりました。12月奈良県議会に全部参加する条例が提議され、可決。これにより新たに2500万円の負担金と事務局員の派遣（2名から4名）が必要となります。

今域連合は関西財界が主導して、関西圏の国際競争力の強化、関西からの新しい国づくりがしたいとしていましたが、発足して13年。黙々と成果はなく、県民参加もできませんでした。

これまでから近接府県とは連携し、データベース、防災などに取り組んでいるので、全部参加は必要ならではある質問。大きな自治体についてではなく、県内市町村への支援を強めることが大事だと指摘しました。

少子化懇談・女性活躍促進・スポーツ振興労使特別委員会

いつでも誰でも相談できる「女性自立支援施設」の整備を

全国でないのは奈良など8県だけ

全国でない市町村は39市町村中20個

困窮する中高年女性への支援について質問しました。昨年5月に成立した「困難を抱える女性への支援に関する計画」が、行政や女性相談窓口はほどなく実現しました。県でも法に基づく「計画」が準備されています。

ひとりで暮らす中高年女性の困難は、年金は少なく、家賃が高めます。県内では女性相談窓口があります。市町村や県の行政や女性相談窓口はほとんど相談していない実態があります。市町村や県の行政や女性相談窓口が相談できる体制の確立をと求めました。

奈良県は「女性自立支援施設」がない県（全国で8県）の一つです。今後、重複する困難をかかえる女性へ、中長期的なケアをしつかりできる施設の整備を求めましたが、県は認可する考えはなじみません。

また、県立高校の受験時に生理と重なり体調が不良な場合には、選択がつけられるようにするなどの審議もしました。

*ご意見、感想をお寄せください。tel0742(27)8956 奈良県議会日本共产党議員室

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2024年4月4日他				
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2024年3、4月号 (54000枚)				
対象者	奈良市民を中心とした県民にひろく届ける				
配布方法	新聞折込（43350枚）、街頭配布・ポスティング等（10650枚）				
発行目的	2月議会での一般質問や討論、委員会質問を広報、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・3月議会でおこなった一般質問で取り上げた、県政上の重要課題について、知事とのやり取りを広報、また、知事提案の予算案についての主張を紹介し、各党の見解と態度を紹介した。 ・先に要望していた討論時間の延長の合意が成立し、この議会から討論時間5分から10分に拡大された。予算案に対する討論は全体で10人がおこない、これまでにない活発な討論がおこなわれた。 ・大阪万博への意識調査の結果を示し、積極参画、県民動員の姿勢を見直すよう提起。予算の使い方を見直すよう求めた。 ・子ども医療費助成事業、権原文館廃止方針についての市民団体の要望に同行し、要望項目の実現を求めた。 ・議会質問や要望活動を知らせ、県民の理解を広げる。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	269500円	54000枚分	132
	新聞折込代	奈良産経企画	133738円	43350枚分	131
合計 403238円（すべて政務活動、100%充当）					
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2024年3、4月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

こんには山村さちほです



2024年3、4月

県議会報告版

日本共产党奈良県議員団
奈良市大路町30奈良県議会内

ダイヤルン tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492
e-mail naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

■お問い合わせ ■山村さちほのブログ 毎日更新、話題いろいろ ご意見もお寄せください

2月定例議会一般質問しました 住民合意のないメガソーラー計画はやめよ

私は2月5日、本議会で一般質問に立ち、大阪・関西万博や五條市のメガソーラー計画について山下知事をたとめました。

大阪・関西万博会場に災害時の避難計画がなく、子どもたちを引率する学校教員から不安の声がある」と指摘。県立真宗に県内の小中高校生全員の担任事業で7億円を盛り込んでいる山下知事に、「県は無関係ではなく安全を守る責任がある」と質し、「能登半島地震の復旧・復興こそ優先にすべきだ。街頭アンケートでも68%の人が万博中止の意願だ」(2回)などと答弁。私は「2000公頃

関係記事参照)と主張しました。

これにたたいて知事は、「県政の所管事項ではない」と述べ、万博は意義があるなどと推進の立場から、無責任ぶりをちらわにしました。

私は五條市の農地でのメガソーラー開発計画について、地元住民の合意がないことや、太陽光パネル設置によって流出雨量が増え下流域住民の安全面に影響が出る問題点を指摘しました。

知事は「環境アセスで安全対策を検討」「住民合意の概念があいまいだ。反対があつても進める」などと答弁。私は「2000公頃

走路の見直しには賛同するが、住民合意のないメガソーラー開発は賛同できない。住民が安全に暮らせないのはSDGsにも反する」と主張しました。

私が一般質問で取り上げたテーマは次の通りです。

- ①温暖化对策(水素社会・五條市に水素供給が設置しつとしているメガソーラー開発)について、②大阪・関西万博の中止を求める、③災害弱者を守る避難所の整備について、④子どもの医療費助成制度の窓口完全無効化について、⑤県立真宗学校の施設改修を求める、⑥教員の増員について。



知事提議をなさないで

知事提案の一般会計予算案が「修正」可決されました

自民党から、山下知事の見直し事業のうち、△五條市の大型施設整備、△移転地の選択、△消防学校の移転地の選択、△櫻原公園における新アリーナ建設について、県議会での議論

をふまえ、「関係者の意見を反映できるように」して、五條市の大型施設整備、△消防学校の移転地の選択、△櫻原公園における新アリーナ建設についての計画案を提出され、賛成多数(自民公明改新の賛成)

であつても修正案が可決されたのは近頃にならじため、いずれも反対しました。また、修正部分を除く一般会計当初予算案も原案通り可決(自民公明改新の賛成、維新の意見に耳を傾け、丁寧に説明する姿勢が求められています)。

春県議会議員
山村さちほ

お元気ですか

ようやく桜の便が届き、温かくなっています。知事が代わって初めての予算議会が終わりました。これまでは、議案に対する討論も日本共産党以外ほとんどなったものが、今議会は10人が討論に立ちました。議論が活発になつたのもやく議会らしくなつてきました。民主党と野党の対立も激しくなつています。このなかで、日本共産党は議席ですが、住民こそ主人公の立場で、県民の利益第一に発言していかたいと思います。



討論にたつ山村幸惠議員

「平時」からの「備え万全に」 発する自然災害

8日開かれた経済対策委員会で、私は能登半島地震から学び、県内の防災対策について質問。平時からの「備え」を強調しました。

1月1日、石川県の能登半島で大地震があり、多くの被害と被災者がでました。私は避難所の整備について質問。「特にトヨシは健康に大きな影響を及ぼし、重要な」として、国際基準の△20人に1個△女性トヨシは男性の3倍△男女別△洋式トイレなどを示し、奈良県の準備ができているかを尋ねました。県の答弁は『市町村任せ』を露呈するものでした。また、移動式のトイレトレーラーや、洗濯機付きのトイレトレーラーを提供するキッズセンターなどの準備についてもなだらしだが、「把握していない」との回答。私は、福祉避難所の増設、運営への

特段の支援について、さらに質して飲料水や簡易ベッド、簡易トイレなど必要な物資の大規模な備蓄を進めるよう求めました。

5月市長・市議会から太閤橋防災施設整備を見直しメガソーラーを建設する県の計画に反対する請願が提出され、賛成多数で可決。私は、太陽光発電は下流域住民への負担が増やす必要があるが、下流域住民への環境への負担が大きいこと、住民含意がなされていないためメガソーラー開発は推進すべきではないと賛成しました。

ちよことヒント

討論の時間制限が「5分」と近隣県の県議会と比べても短いため、しっかりと討論できるようにと延長を求めていましたが、今議会から「ひとり10分」に拡大されました。

少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

保育不足解消早く山梨県処理改善求め

20日開かれた少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会で、私は保育士の処遇改善をまつたなどと求めました。

私は、今年から保育士の配置基準が見直され、△3歳児は20人に1人が15人に1人に、△4、5歳児は30人に1人などと求めました。

が25人に1人となるが、県内の保育所で改定に見合った保育士が配置できるのかなどとしました。

これに対して、県は現場に配慮して部分的には従来基準の遵守を妨げないとする政府の経過措置を念頭に、「すべての施設が新しい基準通りに人員配置ができるか、見通せない状況」と答弁。私は早急な改善を求めると



アンケート回答者数：508人

県内各地で取り組んだ大阪・関西万博についてのシール投票結果にもどづいて、「大阪万博をやめて、能登半島地震の復興復旧にまわすべき」だと、県から国など関係機関に求めるよう、要望書を提出しました。

県子ども医療費助成制度が拡充されましたが、「一部負担金」があり、窓口無料とはなりません。県社会保障推進協議会が更なる拡充を求めて署名を提出了。

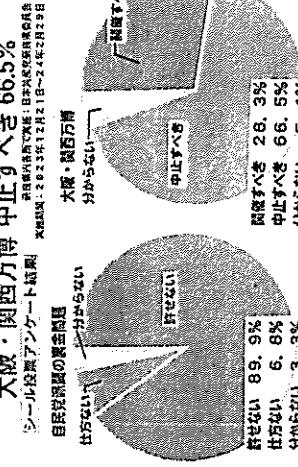


窓口無料化(窓口負担なし)

県福利医療制度拡充



中和地域の文化会館を実現して



頗りのあるところ
どこへとも
山梨はおほのオトナゴト

会場を写真で紹介します。

山村幸穂議員が提案した「公立高等学校の教育環境の充実等に関する意見書」が全会一致で採決されました。

奈良県の県立高校は築後40年を超える施設が半数以上を占め

県立高校の教育環境の充実を

共催開催の意見書を提出

ています。教室のドアが開かない、忍に網戸がない、トイレがボロボロ、机や椅子が痛んでいてケガをする等、老朽化対策はまったくなしです。意見書は、体育館の空調設備をはじめ、子どもたちに質の高い教育環境を整備するためにもソフト、ハード両面で国に財政支援を求めるものです。

2023年度事務所状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

①・ 務活動 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市西木辻町200番地の21 岡井ビル1階西側(店舗兼居宅) 電話 0742(23)3010 延べ床面積 約43.0m ²
③他用途との 兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 ■第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) ■事務所全体面積 43.0m ² (a) うち政務活動使用面積 21.5m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 21.5 / 43.0 → 按分率 50%
⑥事務所賃借料 の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・ 維持管理費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率)
⑨備考	賃貸借住宅標準契約書を添付 (平成17年8月31日付「契約書」第3条、契約内容に異議、変更がないとき、契約を継続するにしたがって、継続する)

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸住宅標準契約書

田井ビル
1F西側

平成17年8月31日



社团法人 奈良県宅地建物取引業協会制定

賃貸借契約書(店舗・事務所)

所在	地 名 称 構 物 件 表 示	新潟市西区近町20番20、200面積 面 積 43.33m ²
----	--------------------------------------	-----------------------------------------------------

賃貸借期間	平成17年9月1日～平成18年8月31日まで2年間
保証金	8000円
賃料	8000円(税込)
共益費	0円
解約引	0円
礼金	25000円
水道代	3000円
条件	0円
支払期限	毎月1日迄に指定された方法で支払う。
支払方法	(自動引き落)銀行振込)郵便局銀行 (普通・当座)預金口座番号N 使用目的
備考	別紙賃金計算結果、 解約料 解約予告 賃主(6ヶ月前予告) 借主(1ヶ月前予告)

賃主	様	後日残り本をあ達てます
	1本	本一
	本	本一
	本	本一
	本	本一

鍵預り書

賃主	様	後日残り本をあ達てます
	1本	本一
	本	本一
	本	本一
	本	本一

お預かりした鍵を万が一紛失した場合、その鍵の交換費用を負担致します。

平成 年 月 日

借主 山下幸介

賃主（甲）と借主（乙）との間ににおいて、本日賃貸契約を締結し、その成立を証する。

為本書式を用い、甲・乙記名押印の上各自署名を保有する。

平成 年 月 日
賃主（甲）住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]

甲の代理人 住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]

名称（氏名） 印

借主（乙）住所	奈良市西木辻町27-6 リバーマンション302号
連絡保証人	TEL 0742(23)3565
生年	[REDACTED]
姓名	山 村 幸 樹
勤務先住所	[REDACTED] TEL [REDACTED]
勤務先生年	[REDACTED]
姓名	(乙) との結婚
連絡保証人	[REDACTED]
生年	[REDACTED]
姓名	完印 TEL [REDACTED]
勤務先住所	[REDACTED] TEL [REDACTED]
勤務先生年	[REDACTED]
姓名	(乙) との結婚
介業者 ①	[REDACTED]
介業者 ②	[REDACTED]

第 1 条 (契約の締結)

賃主（以下「甲」という。）および賃主（以下「乙」という。）は、捺記表示物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第 2 条 (使用目的)

乙は、本物件内に居住し、もしくは乙の家族、完全員その他の者を居住させてはならない。

第 3 条 (契約期間)

契約期間は捺記表示の賃貸期間とする。

第 4 条 (賃料の支払期日)

賃料は、本契約は、月額を捺記表示金額のとおりとし、乙は捺記表示の支払期限、支払方法にて一括して支払うものとする。

2. 賃料、共益費等は、前条契約日ごとに改訂するものとする。

3. 前項にかかるらず、契約期間中においても、甲は法令の改正並びに本件建物もしくは土地に対する公道公設等の他の負担の発生または其の変動、近隣同様の建物の状況等の諸事情の変化等が生じたときは、前項の賃料、共益費等を改定することができる。

4. 本契約の始期が月の中途の場合、賃料、共益費、駐車料金等はその月の日数による月分金額を支払うものとする。

第 5 条 (保証金)

乙は、本契約締結と同時に、本契約に基づく債務を担保とするため保証金（以下「保証金」という。）として、

保証金額を甲に預け入れるものとする。

2. 乙は、本物件を借用するまでの間、保証金等をもって賃料、共益費等の債務と抵消することができない。

3. 本物件の借用が済みたときは、捺記表示金額を償却するものとする。また甲は、保証金等の残額を無利息にて乙に返還しなければならない。

4. 本契約の始期が月の中途の場合、賃料、共益費、駐車料金等はその月の日数による月分金額を支払うものとする。

第 6 条 (退居料)

（退居料）

前条（賃料、共益費等）に定める、乙が甲に支払べき金額の支払いを遅滞したときは、先支払日の翌日から

日未満の場合は、先支払日の翌日による遅延料を付するものとする。

（修理義務）

甲は捺記表示金額に共用設備の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2. 本物件の借用期間内に、甲に通知する旨（法規等を含む）は乙の負担とする。

3. 前1、2項の要修繕箇所を発見した場合は、乙は速やかに甲に通知する義務を負い、かつ乙の負担に属する修理料なども甲と協議の上実施するものとする。

（操作および設備の新設等）

甲は捺記表示金額に共用設備の新設等を行なう義務を負う。

2. 本物件内の電気、天井、壁面、床面、ガスおよび共用部分並びに共用設備の新設、増設、改修、移転等。

3. 本物件の外観の出入口扉、外壁、窓扇子、シャッター等を含む。その他のものを表示するとき。

4. 本物件の振替行為等の他高価物の流入措置を行うとき。

5. 本物件出入口扉の錠を取替えるとき。

6. 看板および広告看板等の装置を付け。

7. その他本物件の形状を変更するとき。

（禁止事項）

乙は、以下のことをしてはならない。

1. 貨物運送の運送、本物件もしくは一部を第三者に賃貸（共同使用専用を含む）すること。

2. 甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改修、移転、改造、改修、改修、改修等の設置を行うこと。

3. 本物件の内外において、危険な火気、可燃物等の取扱行為や、危険な行為、警戒、悪意の產生その他の隣の迷惑に及ぶるような行為や、衛生上有害となる行為並びに、本物件に影響を及ぼす行為をすること。

4. 本物件専用の厨戸、厨戸等の共用部分および洗濯室内を書き、私的に占有使用すること。

5. その他の別途定めたる管理規定に違反する行為をすること。

（届出義務）

1. 甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改修、移転、改造、改修等の設置を行うこと。

2. 本物件の変更を併する章額をしてその旨を通知するものとする。

3. 本物件における捺記表示の営業時間をちらかじめ甲に通知するものとする。また、営業時間を変更する場合も同様とする。

4. 本件は賃借の届出、厨戸等の共用部分および洗濯室内を書き、私的に占有使用すること。

5. その旨を負わない。

1. 乙は本契約締結時附に、甲に対し商業登記簿原本を交付するものとする。本契約締結時附に抵触しない範囲の重要な変更は、乙は本契約締結時附に改印等本契約に抵触しない範囲の重要な変更がなかった場合は、連絡なく甲、乙に連絡せしめずしてその旨を通知するものとする。

2. 天然地盤または天然地盤により本物件の全部または一部が流失もししくは壊滅して本物件の使用が不可能となつた場合、本契約は当然終了する。

3. 本物件の維持・保全のため行う工事に差し引きの要つた損害については、甲に請求することはできない。

契約条項（店舗・事務所）

4 乙またはその使用者もしくはその顧客が故意または過失により、本物件および本物件連絡並びに共用部分その他の損害を甲に賠償せねばならない。

第 12 条 (解約)

乙が、下記の各号の一に該当するとき、甲は直ちに本契約を解除することができる。
一、本契約にかかる入居申込書に虚偽の事項を記載したり、または不正確な手段により本物件を販賣したとき。

二、本契約による権利の、也人への譲渡、転貸、各差押、その他の形態をしてしまったとき。

三、法定用途以外の目的に使用する行為もしくは施設に汚損等による行為を及ぼす行為をしたとき。

四、本契約にかかる物件に危険となる行為もしくは施設等の支払を 2 ヶ月以上遅延して滞納したとき。

五、本契約にかかる賃料、共益費等の支払をしばしば遅延したとき。

六、本契約にかかる賃料、共益費等の支払をしづらさで遅延したとき。

七、業主に明らかなに拒否せずに差止めの意を告げ受けたとき、または差止め、和解、会社更生、整理、清算等の申し立てがあつたとき。

八、監査官より営業免許もしくは許可を受けず、または營業登録をせずに営業を営んだとき、もしくは監査官より取扱区分を受けたとき。

九、監査官より営業免許もしくは許可を受けたとき。

十、乙が合意されたとき、甲は解散したとき。

十一、乙が本契約の各条項に違背したことによって本契約を終了したとき。

十二、乙が前項による行為を繰り返したとき。

十三、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約上の一切の債務を履行しなければならない。

十四、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

十五、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

十六、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

十七、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

十八、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

十九、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十一、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十二、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十三、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十四、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十五、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十六、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十七、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十八、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

二十九、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十一、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十二、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十三、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十四、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十五、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十六、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十七、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十八、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

三十九、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十一、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十二、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十三、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十四、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十五、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十六、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十七、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十八、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

四十九、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

五十、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

五十一、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

五十二、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

五十三、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

五十四、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

五十五、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

五十六、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

五十七、(原状回復もしくは賃料引受け渡し)、本契約の賃料もしくは特條による原状になったときは、本物件を原状に復して無条件で直ちに甲に賃料もしくは賃料引受け渡しを請求するときは、乙がその請求を承諾する。

特約条項

① 乙は、借家人賠償責任保険（火災保険）を必ず、付保するものとする。

② 札金 25 万円は退去時に返還しないものとする。

③ 本物件は事務所としての利用であるため、それ以外に用途を変更する場合は甲の承諾を必要とします。

④ 本契約書第 13 条 1 項、2 項の原状回復に就いては、甲・乙立会協議の上、甲の承認あれば箇所残置もあることとする。

⑤ 本契約書第 4 条の賃料、水道代は、下記郵便局へ振込支払をなすものとする。水道代金月額参千円は利用状況によって甲・乙協議の上、価格改定を行う場合がある。振込にかかる手数料は乙の負担とする。

⑥ ポスター、旗等の広告物は室内に限り、窓に貼ること、室外に掲示することは禁止とします。

⑦ 本物件敷地内に自動車を駐車することは禁止です。自転車の置き場については、甲の家族の自動車の出入りに邪魔にならない箇所に置くようになります。

⑧ 看板の設置の際は、甲・乙、協議の上、設置することとする。

⑨ 本物件の西側に自動販売機がおいてあります、甲によつて管理、維持するものとする。

⑩ 振込先

郵便局 [REDACTED]
記号 [REDACTED]
番号 [REDACTED]

名義人 [REDACTED]

第 15 条 (差押保証人)

差押保証人は、乙が本契約上甲に対する権利につき、乙と連帯して履行の義務を負うものとする。

2 練記表示の変更がなされる場合、その契約の更新および更新後の債権につき、乙に連帯して負うものとする。押印が無い場合は、甲に對して負担する。一切の収益につき乙と連帯して履行の義務を負うものとする。

3 差押保証人が死亡、所在不明、無効等の事由により保証の質を果し得ないと認められたときは、乙に對して連帯保証人の追加または変更を求めることがあります。この場合、乙は直ちに、甲の請求する通常の保証人をたてることがあります。

4 乙は、差押保証人に変更がある場合、甲に通知し、承認を得なければならない。

5 甲もよび乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について長義が生じた場合は、良法そとの他の法令および慣習に従い、解釈をもつて当該し、解決するものとする。

第 16 条 (管轄)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、甲の居住地の管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

総 17 条

17年8月23/日

重要事項説明書(賃貸借)

宅地建物取引業法第3条の規定に基づき、次のとおり説明します。

商 主たる事業所所在地
免許番号
主たる事業所 営業所名
所在地 所在地
TEL

物件名	田井じい 田井町200番地の2	面積(㎡)	196.22
所在地	奈良市西木津町 200番地の2	階数	3

種類	別室	附帯施設	専有面積	間取り	構造	間取	有無
電気	専・共用		坪	居	有	無	
方水道	専・共・無	(都市・○)	坪	居	有	無	
水道	専・共用	(全室・井戸)	坪	居	有	無	
浴室	専・共・無		坪	居	有	無	
トイレ	専・共用	(全室・汲取)	エレベータ	有	無		
台所	専・共用		ペランダ	有	無		
給湯器	有・無						

契約期間		平成17年9月 / 日より 平成19年8月31日まで		年間	
項目	金額	消費税等	年間	年間	年間
保證金・敷金	円	円	円	<input checked="" type="checkbox"/> 在民票(入居者全員)	書類
礼金	金 250,000円	円	円	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書	
居候約引	円	円	円	<input type="checkbox"/> 携帯電話料金	原出
家賃(月額)	金 80,000円	(税)	円	<input type="checkbox"/> 生民票	
共益費(月額)	円	円	円	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑証明書	
駐車料(月額)	円	円	円	<input type="checkbox"/> 携帯電話料金	原出
仲介手数料	金 80,000円	(税)	円	<input type="checkbox"/> 保証人	
不満申付代	金 3,000円	円	円	<input type="checkbox"/>	

依託者等	宅地建物取引業法の登録並びに届け出の登記の業者	全国宅地建物取引業協会連合会	東京都千代田区永田町2-27-1
に属する	宅地建物取引業法の登記の業者	登録並びに届け出の登記の業者	京都市大安寺町19-6-1
説明事項	宅地建物取引業法の登記の業者	登録並びに届け出の登記の業者	東京都千代田区大手町1丁目5番1号
用	造	住居・店舗・事務所	私道使用权 有・無
新規登記等	新規登記等	新規登記等	負担金無し

《報酬額表》

○昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十七条第一項(現行第四十六条第一項)

の規定により、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に居して受けことのできる報酬の額を次のとおり定める。

第一 売買又は交換の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物(建物の一部を含む。以下同じ。)の売買又は交換の媒介に關して依頼者から受けことのできる報酬の額は、依頼者の一方につき、それを買入に係る代金の額(当該売買に係る課税資産の確定額に相当する額を含まないものとする)又は当該支拂に係る宅地若しくは建物の価額(当該支拂に係る課税資産の確定額に相当する額を含まないものとし、当該支拂に係る課税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとし、当該支拂に係る宅地又は建物の価額のうちいか多い価額とする)を次の表の差に差があるときは、これからの価額のうちいか多い価額とし、当該支拂の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同差の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五
二百万円を超えて四百万円以下の金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の三

第二 売買又は交換の代理に関する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額は、第一の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただしこれが当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受けた報酬の額の合計額が第一の計算方法により再出した金額の二倍を超えてはならない。

第三 貸付の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸付の媒介に関する報酬の額は、(当該貸付に係る課税資産の確定額に相当するべき地方消費税額に相当する額を含まないものとし、当該宅地又は建物の通常の借賃料の二月分に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の貸付の媒介に関する報酬の額は、当該媒介の依頼者から受けた報酬の額と、借賃の一月分の二分の一に相当する金額以内とする。この場合における報酬の額と、借賃の一月分の二分の一に相当する金額以内とする。

第四 賃借の代理に関する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に関して依頼者から受けた報酬の額は、当該賃借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受けた報酬の額の合計額が借賃の一月分に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃借の媒介に関する報酬の額と、借賃の一月分に相当する金額を合計して得た金額の二分の一を用いて、当該媒介の依頼者から受けた報酬の額と、借賃の一月分に相当する金額以内とする。

第五 基利金の収受がある場合の特例
宅地又は建物(居住の用に供する建物を除く。)の賃貸借で基利金(基利金その他の異なる名義をもつてするかを問わず、基利金の対価として支払われる金銭であつて返還されないものをいう。)の収受がある場合の代理又は媒介に因して依頼者から受けた報酬の額については、第三又は第四の規定にかかるわらず、当該基利金の額(当該賃借に係る課税資産の確定額に相当するべき地方消費税額及び当該基利金の額と予なしで、第一次は第二次の規定によることができる)を先買に係る代金の額とし、第一次は第二次の規定によることができる。

第六 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に因して、第一から第五までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼に応じて行う広告の料金に相当する額及び当該代理又は媒介に因して行う広告の料金に相当する額に相当する額については、この限りでない。

附則(建設省告示第三十七号)

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

契約事項	別1系件等の条件承認。
契約西電力	36-1201
契約年月日	火曜はありません。
支払日	61-2424

その他の特約条項

1. 家賃は毎月~~支払~~賃料等借主負担にて、支払、自動引き落とし、契約登記に於て、支払うこと。
1. 借主の指定がある場合、貸主指定の生宅総合保険に、入居期間中は加入のこと。
1. 借主の指定がある場合、自治会に加入のこと。
1. 借主が法人の場合、入居者若代限りどじ、入居者は借主の従業員とモの家族に限る。

契約解約に関する事項

1. 入居申込書に虚偽の事項の記載や、不正な手段により本物件を賃借したとき、契約登記に於てもお断りする場合があります。
1. 本契約上の手付は解約手付として当事者の一方が契約の履行に着手する旨を表示して契約登記に於てもお断りする場合は、その旨を表示して契約登記に於てもお断りする旨を表示する。
1. 借主が下記指定日までに要約の履行がなされない時は、前項による解除権を行使したものとし、当該登記が後日までに要約を要せざりして契約を解除される。
1. 本物件の内外に於て、動物(ペット等)の飼育をした場合は契約解約を解除できないものとする。
1. 算料共益費等の支払を2ヵ月分以上遅延して滞納の時は催告なしで契約の解除をすることがあります。
1. 借主又は入居者(同居者を含む)が暴力団ないし過激派関係者と判明した時は即時契約を解除できる。
1. 本契約を解約する場合は~~1~~ヵ月前に解約通知予告を甲に対し書面をもつてしなければなりません。

上記の通り重要事項の説明をうけ、重要な事項説明書を受領しました。

主担当者	副担当者
平成17年8月3日 生所 余波市西本郷町226	140-34923023 氏名 山本章俊

第11号様式の12 (第5条関係)

2023年度雇用状況報告書(その1)

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]																								
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																								
③ 雇用期間	2023年5月1日～2024年3月31日																								
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																								
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																								
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) 2023年5月以降は、新規覚書の規定に従い政務活動費を充当する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月 (9日)</td> <td>27.5</td> <td>33.0</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>6月 (14日)</td> <td>44.0</td> <td>51.5</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>7月 (11日)</td> <td>29.5</td> <td>34.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>8月 (12日)</td> <td>29.0</td> <td>32.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>9月 (11日)</td> <td>32.5</td> <td>40.5</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合 () → 按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	5月 (9日)	27.5	33.0	5.5	6月 (14日)	44.0	51.5	11.5	7月 (11日)	29.5	34.0	4.5	8月 (12日)	29.0	32.5	3.5	9月 (11日)	32.5	40.5	8.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																						
5月 (9日)	27.5	33.0	5.5																						
6月 (14日)	44.0	51.5	11.5																						
7月 (11日)	29.5	34.0	4.5																						
8月 (12日)	29.0	32.5	3.5																						
9月 (11日)	32.5	40.5	8.0																						
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> ■出向に関する覚書 ■賃金台帳 <input type="checkbox"/>租税関係書類 ■社会保険関係書類 																								
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																								
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、県会議員(現在1人)が、覚書に従って分担する(政務活動を行った時間。ただし30000円/月を上限額とする)																								

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

第11号様式の12(第5条関係)

2023年度雇用状況報告書(その2)

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2023年5月1日～2024年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) 2023年5月以降は、新規覚書の規定に従い政務活動費を充当する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>(10日) 26.0</td> <td>31.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>(9日) 28.5</td> <td>33.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>(9日) 26.5</td> <td>34.0</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>(8日) 21.5</td> <td>29.5</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>(11日) 30.5</td> <td>38.5</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>(10日) 35.5</td> <td>38.0</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合 () → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	10月	(10日) 26.0	31.0	5.0	11月	(9日) 28.5	33.0	4.5	12月	(9日) 26.5	34.0	7.5	1月	(8日) 21.5	29.5	8.0	2月	(11日) 30.5	38.5	8.0	3月	(10日) 35.5	38.0	2.5
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
10月	(10日) 26.0	31.0	5.0																										
11月	(9日) 28.5	33.0	4.5																										
12月	(9日) 26.5	34.0	7.5																										
1月	(8日) 21.5	29.5	8.0																										
2月	(11日) 30.5	38.5	8.0																										
3月	(10日) 35.5	38.0	2.5																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳 <input type="checkbox"/>租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類 																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、県会議員(現在1人)が、覚書に従って分担する(政務活動を行った時間。ただし30000円/月を上限額とする)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に關し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2023（令和5）年5月1日から2024（令和6）年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。月の政務調査活動に係る実費の負担額の上限額を3万円とする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一條 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二條 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三條 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四條 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

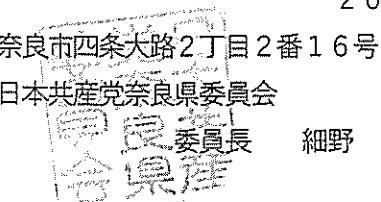
(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2023(令和5)年 5月 1日

所在地 奈良市四条大路2丁目2番16号
甲 事業所名 日本共産党奈良県委員会
代表者 委員長 細野 歩



所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会内
乙 事業所名 日本共産党奈良県会議員団

県議会議員 山村 幸穂

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(2023年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所	性別	雇入年月日											
			生年月日				性別				雇入年月日			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	16	9	14	11	12	11	10	9	9	8	11	10	10	
労働時間数	69.5	27.5	44.0	29.5	32.5	26.0	28.5	26.5	21.5	30.5	30.5	35.5	35.5	
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基本給	125,100	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
懲罰合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
給支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雇用保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。